

# 山梨市建設工事検査要綱

平成27年 7月 7日 制 定

## (趣旨)

第1条 この告示は、建設工事の契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2、山梨市財務規則（平成17年山梨市規則第42号。以下「財務規則」という。）第144条及び山梨市建設工事執行規則（平成17年山梨市規則第133号。以下「執行規則」という。）第35条から第37条まで及び第40条の規定に基づく工事の検査について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事、契約担当者、監督員及び工事検査員 それぞれ執行規則第2条第1号に規定する工事、同条第2号に規定する契約担当者、同条第3号に規定する監督員及び同条第4号に規定する検査員をいう。
- (2) 検査 次号から第5号までに規定する完成検査、出来形検査及び部分検査をいう。
- (3) 完成検査 執行規則第36条第2項に規定する工事の完成を確認するための検査をいう。
- (4) 出来形検査 執行規則第40条第2項に規定する工事の出来形部分、工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分」という。）の検査をいう。
- (5) 部分検査 執行規則第37条第1項の規定により工事目的物を部分使用する場合等に、工事を担当する所属の長（以下「担当課長」という。）が、特に検査が必要であると認めて行う工事の一部の検査をいう。

## (検査の対象)

第3条 山梨市が発注する工事の検査を対象とする。

## (検査の依頼)

第4条 担当課長は、財務規則第144条の規定により、検査を実施しようとする場合は、工事検査員に工事検査依頼書（様式第1号）を提出するものとする。

(検査の委任)

第5条 工事検査員は、検査にあたり必要があると認めるときは、担当課長に工事検査委任通知及び工事検査委任簿（様式第2号及び様式第3号）により、当該検査を委任することができる。

(検査の立会)

第6条 検査には監督員、担当課長又はその命を受けた者（以下「担当課長等」という。）及び受注者が立ち会うものとする。ただし、工事検査員が担当課長等の立会いを要しないと認めるときは、この限りではない。

(検査の方法)

第7条 工事検査員は、別に定める山梨市建設工事検査技術基準により検査を行うものとする。

- 2 完成検査については、出来形検査及び部分検査の既設部分との重複を妨げないものとする。
- 3 工事検査員は、検査にあたり必要があると認めるときは、工事目的物を最小限度破壊して検査を行うことができるものとする。

(検査結果の報告及び措置)

第8条 工事検査員は、検査の結果、合格と認めたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める検査調書、出来形検査調書又は部分検査報告書を作成し、速やかに契約担当者に報告するものとする。

- (1) 完成検査 検査調書（完成）（財務規則様式第79号の1）
  - (2) 出来形検査 検査調書（出来形）（財務規則様式第79号の2）
  - (3) 部分検査 部分検査報告書（様式第4号）
- 2 工事検査員は、検査の結果、不適正な部分があり合格と認めることができないときは、検査終了後速やかに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める検査報告書を作成し、契約担当者に報告するものとする。
- (1) 完成検査 完成検査報告書（様式第5号）
  - (2) 部分検査 部分検査報告書（様式第4号）
- 3 工事検査員は、前項の場合は、直ちに修補指示書（様式第6号）により受注者に修補を指示するものとする。

(再検査)

第9条 前条第3項の規定により、修補を指示した工事の再検査（以下「再検査」という。）は、当該検査を行った工事検査員が行う。

- 2 第6条、第7条及び第8条の規定は、再検査について準用する。
- 3 工事検査員は、前二項の規定にかかわらず、第8条第3項の規定により修補を指示した部分の完了の確認（以下「修補完了確認」という。）を様式第6号により工事を担当する所属の職員に依頼することができるものとし、その依頼を受けた者は、受注者から手直し完了届（執行規則様式第18号）を受理したときは、速やかに修補完了確認を行い、様式第7号により工事検査員に報告するものとする。

（検査の中止）

第10条 工事検査員は、検査の実施に当たり次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに契約担当者に報告するものとする。

- （1）受注者若しくは現場代理人又は検査対象工事に係る者が検査の実施を妨害したとき。
- （2）検査の実施が困難のとき。

（工事成績の評定）

第11条 工事に係る成績の評定は、別に定める山梨市建設工事成績評定要領により実施するものとする。

- 2 工事に係る評定の結果の報告は、第8条第1項の検査結果の報告と同時に行うものとする。

附則（平成27年 7月 7日付け山梨市告示第79号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（工事検査員） \_\_\_\_\_ 様

依頼者  
（職氏名） \_\_\_\_\_ 印

## 工 事 検 査 依 頼 書

次の工事について、完成、出来形、部分検査を依頼します。

契 約 番 号		事 業 名					
工 事 名	工 事		工 事 場 所				
受 注 者 名		請 負 代 金 額	¥	変 更 請 負 代 金 額	¥		
前 払 金 支 払 額	¥	出 来 高 金 支 払 額	¥	支 払 残 額	¥		
設 計 概 要		変 更 設 計 概 要		変 更 理 由			
工 期	着 手	年 月 日	変 更 工 期	完 成	年 月 日	完 成 届 受 理 年 月 日	年 月 日
	完 成	年 月 日	実 完 成 年 月 日	年 月 日 から	日	検 査 希 望 日	月 日 ~ 月 日

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（担当課長）

様

（工事検査員）

所属

職氏名

印

## 工事検査の委任について（通知）

このことについて、検査日程等調整の結果、別紙のとおり検査を委任します。

様式第3号（第5条関係）

（別紙）

## 工 事 検 査 委 任 簿

所 属	契 約 番 号		事業名	工事名	工事場所	請負額	受注者	工 期		完成 年月日	受理 年月日	検 査 執 行 者		備 考
	年 度	番 号						着 手	完 成			検 査 年月日	所 属 職 氏 名	

（注）出来形検査、部分検査を含む

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

（契約担当者） 様

（工事検査員）

所属

職氏名

印

## 部 分 検 査 報 告 書

検査結果は次のとおりです。

合格と認める。

不適正部分があることにより合格と認めることができません。別添、修補指示書により  
不適正部分の修補を指示しました。

契 約 番 号			
事 業 名			
工 事 名			
工 事 場 所			
受 注 者			
請 負 代 金 額			
工 期	着 手	年 月 日	検 査 立 会 者
	完 成	年 月 日	
		検 査 年 月 日	年 月 日
(検査結果の概要)			
(修補指示事項の概要)			

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（契約担当者）

様

（工事検査員）

所属

職氏名

印

## 完 成 検 査 報 告 書

検査の結果、不適正部分があることにより合格と認めることができません。

別添、修補指示書により不適正部分の修補を指示しました。

契 約 番 号			
事 業 名			
工 事 名			
工 事 場 所			
受 注 者			
請 負 代 金 額			
工 期	着手	年 月 日	検査立会者
	完成	年 月 日	
完 成 年 月 日	年 月 日		
完成届受理年月日	年 月 日	検査年月日	年 月 日
(修補指示事項の概要)			



様式第6号（第8条、第9条関係）

年 月 日

## 修 補 指 示 書

（受注者）

様

（工事検査員）

所属

職氏名

印

次の工事の（完成・部分）検査の結果、不適正部分があることにより合格と認めることができない。次の不適正部分（修補指示事項）を修補すること。

なお、修補が完了したときは、契約担当者に手直し完了届（山梨市建設工事執行規則様式第18号）を提出すること。

契 約 番 号			
事 業 名			
工 事 名			
工 事 場 所			
受 注 者			
請 負 代 金 額			
工 期	着手 年 月 日	検 査 立 会 者	
	完成 年 月 日		
完 成 年 月 日	年 月 日		
完成届（部分検査 申請書）受理年月 日	年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日

（修補指示事項の概要）

## 修 補 完 了 確 認 依 頼 書

（工事を担当する所属の職員）

様

（工事検査員）

所属

職氏名

印

上記修補指示書の修補指示事項について、修補完了確認を依頼します。

# 修 補 完 了 確 認 報 告 書

（工事検査員）

様

（工事を担当する所属の職員）

所属

職氏名

印

次の工事の修補完了確認を行ったので報告します。

契 約 番 号			
事 業 名			
工 事 名			
工 事 場 所			
受 注 者			
請 負 代 金 額			
工 期	着手 年 月 日	検 査 立 会 者	
	完成 年 月 日		
完 成 年 月 日	年 月 日		
完成届（部分検査 申請書）受理年月 日	年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日
（修補指示事項の概要）			
修 補 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
手直し完了届受理年月日	年 月 日	修補完了確認日	年 月 日